

# 緊急輸送道路沿道耐震化推進条例への対策とご提案

## 1. 耐震診断は資産の再構築

耐震診断は平成23年10月から平成28年3月31日まで、国や都で全額相当の助成を受けられます。各オーナー様のビルを資産価値向上へ再構築する絶好の機会をサポートいたします。

## 2. 何にも代えがたい人命の尊重

阪神・淡路大震災では死者6400余名の約80%がビル倒壊による犠牲者です。ビル内部にいた方他、外部周辺にいた方も含め、ビル倒壊は内部・外部の被害者を出します。この機会に、義務・条例化された耐震診断のお手伝いを弊社がいたします。



### 東京都の決断

東京都における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例

[概要]

次のいずれにも該当する建物は耐震診断等の義務が発生します。

- (1) 敷地が特定緊急輸送道路に接する。
- (2) 昭和56年5月以前に建築された旧耐震基準の建物
- (3) 建物の高さが接する特定緊急輸送道路の概ね1/2以上

(耐震化状況報告書の提出義務

平成23年10月1日～)

(耐震診断の実施、耐震診断実施結果報告書の提出義務 平成24年4月1日～)



耐震診断は全額相当の助成制度を設けています。

※補強設計・耐震改修は国から5/6用意されています。



### [上記(1)の沿道対象かどうか・・・?]

左の現在指定されている東京都内の緊急輸送道路のうち特に主要な道路が特定緊急輸送道路に指定されました。イメージは、環八通や青梅街道等の主要道路。特定緊急輸送道路については東京都耐震ポータルサイトで確認可能です。<http://www.taishin.metro.tokyo.jp/>

# ITS

株式会社 石橋地域振興総合研究所

沿道建築物耐震化プロジェクト担当 石橋

東京都世田谷区若林 3-25-7

TEL 090-7901-9190

TEL 03-6413-8234 FAX 03-6413-8241

E-mail: masaru@ishibashi-ts.co.jp

URL: <http://ishibashi-ts.co.jp/>

●お問合せ先

ご案内・ご紹介者様名刺添付スペース